

スーパーヨット誘致 PR 動画制作業務 企画提案募集要項

1 事業目的

海外のスーパーヨットを新西宮ヨットハーバー(以下新西宮 YH)に誘致促進するため、新西宮 YH が備えている受入環境や兵庫県の魅力を紹介する海外用 PR 動画を制作する。

制作した PR 動画は、スーパーヨットオーナー等への寄港先の提案資料としてスーパーヨット代理店に提供するとともに、県観光部局による海外プロモーションで放映・展示を行うなど、スーパーヨット誘致に向けた様々な取組に活用する。

については、「スーパーヨット誘致 PR 動画制作業務」(以下、「業務」という。)に係る業務を委託する者を選定するため、以下のとおり企画提案を公募する。

2 委託期間

契約締結日から令和 5 年 1 2 月 2 8 日まで

3 委託費

2,500,000 円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

4 応募資格

- (1) 公募に参加できる者は、次の全ての要件を満たす者であること。
 - また、複数の企業・団体の共同体(コンソーシアム)により応募することを可能とするので、代表者が申請すること。
 - ① 民間企業、NPO 法人、これら以外の法人(一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、事業協同組合等)のほか、権利能力なき社団、有限責任事業組合、民法上の組合等、また、事業を適切に運営できる個人事業主(以下「事業者等」という。)
 - ② 提案する事業が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可又は指定を受けていること。
 - ③ 事業の実施にあたり、発注者との打合せなどに適切に対応できる事業者等であること。
- (2) 次のいずれかに該当する事業者等は、前項の規定に関わらず、公募に参加する資格を有しない。
 - ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - ② 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ③ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
 - ④ 事業者等に対する委託費の支給事由と同一理由により支給要件を満たすこととなる国・都道府県・市町村の各種助成金・補助金の支給を受けている又は受けようとしている者
 - ⑤ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者

5 業務内容

別紙仕様書のとおり

6 応募手続

(1) 募集期間

令和5年6月9日（金）～6月23日（金）17時まで

※ 企画提案に参加意思がある場合は、6月21日（水）までにメールにより事務局まで連絡のこと。

(2) 提出先

兵庫県土木部港湾課港湾企画班

(3) 提出方法

原則、電子メールにて下記7に示す書類データの提出を行うこと。

(4) 応募に関する留意事項

ア 本要項は、兵庫県土木部港湾課港湾企画班が配付・周知する。

イ 応募書類は理由の如何を問わず返却しない。

7 提出書類

（規格はA4判（日本工業規格）、片面、文字サイズは12ポイント以上とする。）

- ①応募申請書（様式1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・正1部、副7部
- ②提案者概要（様式2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・8部
- ③企画提案書（15頁以内、長辺とじ）
 - ア）企画提案書（様式3-1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・8部
 - イ）素材一覧表（様式3-2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・8部
- ④経費積算見積書（様式4）・・・・・・・・・・・・・・・・・・8部
- ⑤誓約書（様式5）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- ⑥同種又は類似事業の実績の内容が分かるもの（様式任意）・・・・・・・・8部
- ⑦添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・各1部
 - ア）定款又は寄付行為（法人格を有していない場合は、規約等これに類する書類）
 - イ）登記簿謄本（法人格を有していない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類）（提出の日において発行から3ヶ月以内のもの）
 - ウ）会社概要等、応募者の概要が分かる書類
 - エ）申請日が属する会計年度の前年度の決算書類（事業報告書、貸借対照表、損益計算書等）

（以下の提出書類は、本県の入札参加資格がない方が対象）

- オ）県税（個人県民税及び地方消費税を除く）に係る徴収金（延滞金等の附帯金を含む）の滞納がないことを証する納税証明書（納税証明書（3））（提出の日において発行から3ヶ月以内のもの）

※本県での課税実績がない場合は誓約書（様式6）

8 費用負担

提案にかかる全ての経費は事業者等の負担とする。

9 受託予定者等の選定

(1) 選定方法

審査委員会を設置し、以下の項目について審査の上、業務の受託予定者を選定する。

なお、必要に応じ、応募者に対して個別に応募図書の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

ア 業務実績及び実施体制

- ・同種または類似業務の実績の有無、対応体制 等

イ 内容提案①

- ・構成、デザイン(わかりやすい構成で、惹きつけるようなデザインであるか等)

ウ 内容提案②

- ・企画内容(訴えかける視点が欧米富裕層の立場で魅力的であるか等)

エ 見積額

- ・業務内容に応じた適切な経費となっているか 等

(2) 審査委員による書面審査にて行う。

(3) 選定結果の連絡

選定結果は、採否を問わず、兵庫県土木部港湾課港湾企画班からすべての事業者等に対して文書により通知する。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

- ① 「4 応募資格」に該当しない場合
- ② 要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ③ 審査委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること
- ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行うこと

10 選定の取消し

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は選定を取り消す場合がある。

11 委託契約の締結

別紙仕様書参照

12 募集要項への質問

(1) 受付期間

令和5年6月9日（金）～6月23日（金）17時まで受付

(2) 質問方法

質問票（任意様式）を電子メールにより 13 の連絡先へ提出。なお、提出後、電話などにより到着を確認すること。

(3) 回答

質問への回答は、原則、参加申込者全員へ連絡する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは受け付けない。

13 問い合わせ先・書類提出先（事務局）

兵庫県 土木部 港湾課 港湾企画班 担当：高原
〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1
電話：078-362-3536（直通） FAX：078-362-4280
E-mail：kouta_takahara@pref.hyogo.lg.jp